

福祉第3641号

裁 決 書

札幌市清田区

審査請求人 

札幌市中央区大通10丁目4番地

南大通ビル3階 さっぽろ法律事務所

上記代理人 弁護士 大賀 浩一

処分庁 札幌市豊平区保健福祉部長

令和4年4月24日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和4年1月28日付けで審査請求人に対し行った生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

事案の概要

- 1 令和2年8月25日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、当時の請求人の住居地を管轄する福祉事務所長（以下「前処分庁」という。）に対し、それまで継続していた自営業（古物商）を休業することとなった結果、生活が困窮するとして、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護（以下「保護」という。）の申請を行った。
- 2 令和2年9月2日、前処分庁は前記1の申請に係る調査を行うため、請求人

と面談を行った。請求人は、自動車A（以下「本件自動車A」という。）及び自動車B（以下「本件自動車B」という。）の2台（以下これらを「本件各自動車」という。）を保有しており、本件自動車Aについては、通院及び自営業の継続のために必要不可欠である旨、本件自動車Bは購入時にグレード等の詐称があったことが発覚したため、売買代金返還請求及び損害賠償請求について弁護士に相談中であり、今後訴訟を提起する予定がある旨申し立てた。なお、本件自動車Aは現在修理に出しており請求人の手元になく、本件自動車Bは自宅倉庫にあるとの申出であった。

3 請求人が通院しているA病院（居住区外）の主治医は、令和2年9月3日付で前処分庁宛てに請求人に関する診療情報提供書を記載した。当該書面には、請求人の病状について、精神疾患のため転院は困難であること、幻聴があるため公共交通機関の利用が困難であること、自動車よりもタクシーによる移動が現実的である旨の意見が記載されていた。

4 令和2年9月10日、前処分庁は、前記1の申請に基づき、申請日付けで請求人の保護を開始する決定を行った。また、請求人が保有する本件各自動車について、前記2で聴取した事情を踏まえて保有の可否について引き続き検討が必要であるとし、同月14日、前処分庁の職員は、請求人に対し、次のとおり法第27条に基づく指示書（同月9日付け。以下「指示書①」という。）を交付した。

(1) 本件各自動車を含む全ての自動車について、保有の継続の可否について検討結果が出るまでの間、使用を禁止すること。

(2) (1)の検討結果が出た際には、再度、文書による指導指示を行うので従うこと。

(3) 自動車の登録内容、保有状況等に変更があった場合は、速やかに前処分庁に届け出ること。

5 令和2年11月26日、前処分庁の職員は、本件各自動車の保有の可否等に関し、請求人に対し、次のとおり法第27条に基づく指示書（同月10日付け。以下「指

示書②」という。)を交付した。

- (1) 本件自動車Aについて、請求人が今後就労を再開し早期自立が見込まれることから、令和3年2月28日まで処分指導を保留するが、使用を認めたものではないので、保護受給中は、当該車両を含む全ての自動車の運転は行わないこと。
  - (2) 本件自動車Bについて、請求人は当該車両に係る売買代金返還請求及び損害賠償請求を行うことから、現時点では処分することが困難な状況であると判断したので、令和3年2月28日まで売却処分の指導を保留するが、請求人は、前処分庁に対し適宜保有状況を報告すること。
  - (3) 自動車売却処分により金銭を受領した場合、訴訟結果等で収入が発生した場合等において、法第63条の規定による返還又は収入認定の対象となるため、いずれの場合においても金銭を受領した場合は、速やかに前処分庁に届け出ること。
  - (4) 業務上、自動車の運転が必要な場合等が生じた場合は、事前に処分庁に相談すること。
- 6 令和3年3月12日、前処分庁の職員は、本件自動車Aについて、今後、請求人の就労再開及び早期自立が引き続き見込まれること、本件自動車Bについては訴訟係争中である旨を請求人及び弁護士から聴取したことを踏まえ、請求人に対し、指示書②で示された前記5の期限を同年8月31日に延期した上で、指示書②と同趣旨の内容について法第27条に基づく指示書(同年3月12日付け。以下「指示書③」という。)を交付した。
- 7 令和3年6月3日、前処分庁の複数の職員は、前処分庁の事務所の駐車場に本件自動車Bが駐車されているところを発見し、請求人が本件自動車Bの運転席に乗車する姿を確認した。
- 8 令和3年6月8日、前処分庁の職員は、請求人に架電し、前記6のとおり運転の禁止が記載された指示書③の交付を受けたにも関わらず、前記7のとおり

運転していたことについて、事情を聴取したところ、請求人は、指示書③の内容について理解した上で本件自動車Bを運転していたことを認めた。

9 令和3年6月11日、前処分庁の職員は、請求人に対し、次の内容が記載された指示書（同日付け。以下「指示書④」という。）を交付した。

- (1) 保護受給中は、他人名義の車両を含む全ての自動車の保有及び運転は原則認められないこと。
- (2) 指示書②及び③において、本件各自動車の処分を保留した上で、全ての自動車の運転を禁止しているが、請求人は、令和3年6月3日にこれらの指示書に違反して本件自動車Bを運転し、同月8日に当該事実を認めたこと。
- (3) 指示書①、②及び③において、本件自動車Bの保有状況を前処分庁に報告するよう指示しているが、請求人は、当該指示に違反して当該車両の車検を更新したこと。
- (4) 保護受給中は全ての自動車の運転の禁止を改めて指示し、本件自動車Bの訴訟の進捗状況等、保有状況を前処分庁に報告するよう改めて指示する。今後、請求人による自動車の運転を確認した場合は、保護の停止又は廃止を検討することになるから、注意徹底すること。
- (5) 業務上、自動車の運転が必要な場合等が生じた場合は、事前に前処分庁に相談すること。

10 令和3年6月14日、請求人は、前処分庁の職員に対し、前記3の診療情報提供書によれば、公共交通機関の利用が不可との記載があるところ、自動車での通院が容認されていない理由について問い合わせた。これを受け、前処分庁の職員は、請求人が令和2年12月以降通院を継続しているB病院に対し、令和3年6月15日付けで請求人の病状照会を実施した。

11 令和3年6月23日、処分庁は、B病院の請求人の主治医（以下「本件主治医」という。）から、前記10の照会に対する回答を受理した。当該回答書には、請求人の病状等について、解離性障害により幻覚妄想、不眠、抑うつ気分、意

意欲低下といった症状がみられ、公共交通機関を利用時に冷汗、振戦、意識消失といった症状が出現することから、利用は困難である旨が記載されていた。

12 令和3年7月28日、請求人は、処分庁に対し、本件主治医が同年6月18日付けて記載した診断書を提出した。当該診断書には、請求人は解離性障害により幻覚妄想、不眠、抑うつ気分、意欲低下といった症状がみられ、公共交通機関を利用時に冷汗、振戦、意識消失といったパニック症状が出現し、利用困難なため、仕事の際には自動車の運転が必要である旨が記載されていた。

13 令和3年9月24日、請求人は、前処分庁に来庁した際、前処分庁の職員に対し、店内での買物は服薬により問題がないが、外出時や他人との距離が近いことでパニックを引き起こすため、買物等の日常生活における自動車の利用の必要性について調査してもらいたい旨申し立てたことから、前処分庁の職員は、B病院に対し、請求人の病状照会を行うこととした。

なお、前処分庁の複数の職員は、請求人が前処分庁に来庁後、近隣の店舗の駐車場に駐車されている自動車に乗車し、自ら運転する姿を確認した。

14 令和3年9月27日、前処分庁は、前記13の請求人からの申立てを踏まえ、請求人が日常生活において自動車の利用を必要とする状態にあるかを確認するため、B病院に対し病状照会を行った。これに対し、同年10月8日、本件主治医から次のとおり回答があった。

(1) 徒歩での外出の可否について

徒歩での外出は、店内での買物と同等と考え、可能であると思われる。

(2) 日常生活において自動車の利用が必要と思われる場面について

医療機関の受診や公的手続など、必要な外出であり、かつ、遠方の外出時には必要と思われる。

15 令和3年10月15日、前処分庁は、請求人が四度にわたる自動車運転禁止の指示書の指導事項を遵守していないことから、保護の変更又は停止・廃止等の措置を検討するためケース診断会議を開催し、自動車運転禁止に係る指導指示義

務違反について、請求人に対し弁明の機会を設け、指示に従わない正当な理由がないと判断される場合は、保護を廃止することとした。

16 令和3年10月27日、請求人は前処分庁が開催した弁明の機会において、自動車運転禁止の指示に従わなかった理由について、体調不良により自動車を運転せずに外出をするとパニックを引き起こすため、買物等の日常生活においても自動車を利用する必要があること、仕事をするために顧客に会いに行く等の自動車の運転が必要であることを述べた。なお、前処分庁の複数の職員は、弁明の機会終了後に、請求人が本件自動車Bを運転し帰宅する姿を確認した。

17 令和3年11月1日、前処分庁は、請求人の指導指示に従わなかったことに係る弁明について、正当な理由がないと判断し、法第62条第3項に基づき、請求人の保護を廃止した。

18 令和4年1月19日、請求人は、生活に困窮しているとして、処分庁に対し保護の申請（以下「本件申請」という。）を行った。この際、処分庁の職員は、請求人が本件自動車を保有していることを確認し、前処分庁にて指導指示義務違反により廃止に至った経緯を踏まえ、請求人に対し、生活用品としての自動車は原則として保有及び使用が容認されないこと並びに保護受給中における自動車の取扱いについて説明を行った。

なお、処分庁の同日の面接記録票によると、請求人は、前記17の保護廃止後、家賃が払えないため、居所を引き払い、知人の女性宅へ滞在し、手持金（預金2,275円、現金957円）、障害年金（月6万5,000円）で生活しており、医療費の捻出に困窮していることが記載されていた。

19 令和4年1月24日、処分庁の職員は、処分庁の窓口において本件申請に係る実態調査を行い、請求人から次のとおり聴取した。

- (1) 前処分庁における保護廃止以降は、家賃を支払えないため、住居を引き払い、知人宅に滞在し、障害年金で生活している。
- (2) 本件各自動車を保有し、保有が必要な理由として、精神面の不調により、

幻覚妄想、不眠、抑うつ気分、意識低下等の症状を発症することがあり、公共交通機関を利用した際には、冷汗、振戦、意識消失等といったパニック障害が出現することがあるため、公共交通機関の利用は困難である。

- (3) 個人事業主として刀の販売を行っており、自動車を使用して刀を運搬する必要があることから、事業用としても自動車の保有及び使用が必要である。

20 令和4年1月28日、処分庁は、請求人に対し、本件申請を却下する処分（以下「原処分」という。）を行った。

なお、原処分の通知には、却下の理由として、次の旨が記載されていた。

- (1) 請求人は、前処分庁での保護受給中、再三にわたる自動車運転禁止の指導指示に従わず、指導指示義務違反により廃止となった経緯があること。
- (2) 本件申請時及び実態調査時にも、請求人から日常生活において自動車の使用を行うとの申出があったが、生活保護法上、生活用品としての使用はもとより、通院時についても、障害福祉サービス等の他法他施策及び通院移送費（タクシー）の活用が可能であることに照らし、その使用が真にやむを得ないものであるとは認められないこと。
- (3) よって、本件申請において請求人の自動車使用を認めることはできず、法第60条に示される被保護者の生活上の義務が遵守されず、保護の要件を満たさないと判断されること。

21 令和4年4月24日、請求人は、原処分を不服として、本件審査請求を行った。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

- (1) 請求人は、本件申請に係る実態調査において、処分庁の職員に問われるままに持病のため公共交通機関の利用ができないこと、自営業のため自動車の

利用が必要不可欠であることを説明したのみであって、処分庁のいう、請求人が自動車の使用は原則として認められないとの説明に耳を貸さず、今後も引き続き自動車を運転するとの明確な意思表示をしたとの事実関係はないこと。

(2) 処分庁は、前処分庁からの情報を基に、請求人が指導指示に反することが明らかであると決めつけて原処分を行っており、自動車の保有や使用の禁止は保護開始後の指導指示の範疇であって保護開始の要件ではないことを看過した誤りがあること。

(3) 処分庁が原処分の理由とする「手引」(後記「理由」の1(4)ウ)の記載については、保護廃止の処分をした同一の福祉事務所において保護廃止後間もなく同一人から再度保護申請が行われた場合を念頭に定めたものであり、本件のように異なる福祉事務所に保護申請がなされた場合にまで拡大解釈して適用することは到底許されないこと。

また、処分庁が請求人に対し、本件各自動車の処分を含めた「自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資産の活用を怠り又は忌避している」として、適切な助言指導を行ったことも、請求人がこれに従わなかったこともないこと。

(4) 原処分は、本件各自動車が保有の容認される事業用品に該当するかどうかの検討が行われないままなされたものであり、要保護性の判断について必要とされるべき自動車の処分の要否に関する調査検討が行われないままになされた誤りがあること。

(5) 原処分は、請求人が持病のため公共交通機関の利用ができず、タクシーでの移動又は車の運転が必要であるとの複数の医師の意見を考慮せず、自動車の利用が真にやむを得ないといえるかどうかの検討をしないまま、前処分の判断を盲信されてなされたものであること。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね、次の理由により、原処分は法令及び通知に沿って適正に行われており、何ら違法又は不当な点はない旨を主張する。

- (1) 処分庁においては、請求人に対し、生活用品としての自動車は原則として保有及び使用が認められること及び自動車の取扱いについて説明を実施し、請求人から日常生活で自動車の使用が必要であるとの発言があったものである。
- (2) 処分庁としては、請求人から引き続き日常生活において自動車を運転するとの明確な意思表示があり、保護廃止に至った理由が解消されていないと判断した。自動車保有を認めるべき真にやむを得ない理由があるとは認められない状況で、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避している」と認められるものであり、処分庁の説明に対して理解を示さず、保護開始後においても運転禁止や処分指導等に応じることが全く期待できないと判断したことから、本件申請は保護の要件を欠くものとして却下したものである。
- (3) 本件申請は、前記(2)のとおり、保護の要件を欠くものと判断し、却下したものであるから、保護開始において検討を行うこととなる本件各自動車の処分の要否については原処分において検討を行う必要はなく、この判断が保護の決定に影響を及ぼすものではない。

## 理 由

### 1 法の規定等について

#### (1) 法の規定について

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされている（法第4条第1項）。

イ 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の

目的達成に必要な指導又は指示をするとできるとされている（法第27条第1項）。

ウ 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならないとされている（法第60条）。

エ 被保護者は、保護の実施機関が、前記イの規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならぬとされている（法第62条第1項）。

また、保護の実施機関は、被保護者が同項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をするとできるとされ（同条第3項）、保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、あらかじめ、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならないとされている（同条第4項）。

## (2) 処理基準について

保護の開始に係る事務（法第24条第3項の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（同日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）を定めており、これを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。

以下「問答集」という。)が定められている。

(3) 保護申請時における取扱いについて

ア 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分に説明の上適切な指導を行うこととされている(局長通知第11の1(1))。

イ 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用し得る資産の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとして、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することとされている(局長通知第11の1(2))。

ウ 指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合においては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案したうえで保護の適用について判断し、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下して差し支えないこととされている(「生活保護行政を適切に運営するための手引について」(平成18年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。)Ⅱの2(3))。

(4) 自動車の保有等に関する取扱いについて

ア 生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていないが、事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該世帯の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる場合は、保有を認めて差し支えないこととされている(問答集問3-14)。

イ 生活保護における資産の保有とは、次官通知第3によると、最低生活の内容としてその保有又は利用をいうものであって、その資産について所有

権を有するだけでなく、所有権が他の者にあっても、その資産を現に占有し、利用することによってそれによる利益を享受する場合も含まれるものとされ、自動車の使用は、所有及び借用を問わず原則として認められていないものであり、自動車の保有を認められていない者が、特段の緊急かつ妥当な理由がないにもかかわらず、遊興等単なる利便のため度々使用することは、法第60条の趣旨からも法第27条による指導指示の対象となるものであるとされている。これは、最低生活を保障する生活保護制度の運用として国民一般の生活水準、生活感情を考慮すれば、勤労の努力を怠り、遊興のため度々自動車を使用するという生活態度を容認することもまたなお不適当と判断されることによるものとされている（問答集問3-20）。

ウ 障害者が通院等のために自動車を必要とする場合で、次のいずれにも該当する場合であって、その保有が社会的に適當と認められるときは、保有を認めて差し支えないこととされている（課長通知第3の問12）。

(ア) 障害者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかであること。

(イ) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用するすることが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

(ウ) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。

(エ) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助

(維持費に充てることを特定したものに限る。)、他施策の活用等により、確実に賄われる見通しがあること。

(オ) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

## 2 判断

### (1) 原処分について

ア 要保護者が保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件、保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務等について十分説明の上適切な指導を行うこととされ（前記1(3)ア）、要保護者が自らの資産能力その他扶養、他法等利用し得る資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行い、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することとされている（同イ）。

なお、指導指示に従わないことを理由として保護を廃止された者が、廃止後間もなく再度保護申請を行った場合にあっては、保護廃止に至った理由が解消されているかどうかを勘案した上で、保護の適用について判断することとされ、保護廃止に至った理由が解消されていない場合は、保護の要件を満たさないものとして申請を却下して差し支えないとされている（同ウ）。

イ 本件についてみると、処分庁は、請求人が再三にわたり自動車運転禁止に係る指導指示に従わないことを理由に前処分庁が保護廃止した経緯を踏まえ、本件申請の際、生活用品としての自動車は、原則として保有・使用が認められないことを説明したにもかかわらず、請求人から「日常生活において自動車の使用を行うとの申出」があったとして、自動車の使用について「生活用品としての使用はもとより、通院時についても、障害福祉サービス等の他法他施策及び通院移送費（タクシー等）活用可能であることに照らして、本件申請を却下する原処分を行ったことが認められる

(前記「事案の概要」の20)。

ウ この点、請求人と処分庁において、本件申請時に処分庁の自動車運転禁止の指導に従わない意思表示があったか否かについての争いがあり（前記「審理関係人の主張の要旨」の1(1)並びに2(1)及び(2)）、仮に請求人に「自動車運転禁止の指導に従わない」との明確な意思表示があったとすれば、前処分庁における請求人の保護廃止の経緯（前記「事案の概要」の17）を踏まえると、確かに、保護開始後における処分庁の当該指導の遵守も期待できないことが予想され、原処分の合理性を基礎づける要素となり得るので、客観的に見て請求人が指導に従わないことを明示したといえるかどうかについて検討する。

エ まず、原処分に至る経緯をみると、処分庁が再弁明書に添付した令和4年1月19日の面接記録票によると、請求人から「保護課で自動車を禁止と言っただけで、理由については回答してこない」との発言があった旨の記載があり、この発言は、請求人が自動車運転禁止の指導に不服があり、その理由を確認する趣旨の発言であると考えられるが、これをもって直ちに請求人が運転禁止の指導に従わない意思を明確に表明したと判断することはできない。また、前処分庁による保護の廃止は、実際に請求人が自動車を運転する姿等が目撲され（前記「事案の概要」の7、13及び16）、運転禁止の文書指示に従わなかった事実が確認されたことが大きく影響していると考えられるが、本件申請においては、請求人が自動車を現に使用していた等の客観的外形的な事実は、本件に現れた一切の資料を見ても確認できず、そうすると、処分庁が主張するように、請求人において、保護廃止に至った理由が解消されていないとか、「日常生活において自動車の使用を行うとの申出」を行ったことを裏付けるに足りる事情があったということはできず、処分庁の判断が正当であったと直ちに認めることはできない。

オ 加えて、手引では、指導指示に従わないことによる保護の廃止は「廃止

後間もなく再度保護申請を行った場合」は、保護廃止に至った理由が解消されているかどうか勘案して保護の要否を検討するものとされているところ（前記1(3)ウ）、本件申請は、自動車運転禁止に係る指導指示に従わないことを理由に保護が廃止されてから2か月以上経った後である（前記「事案の概要」の17及び18）。そうすると、本件申請が決して「廃止後間もなく」行われたとは言い難い状況にあったのであるから、処分庁としては保護廃止の解消事由の有無をより慎重に判断すべきであり、前記のとおり請求人が本件申請時に自動車を使用していた等の客観的外形的な事実が確認できない状況であったことも併せ考慮すると、原処分は請求人の保護が廃止された経緯を殊更に重視してなされた不当なものといわざるを得ない。

力 また、処分庁は、原処分の通知書において、通院時についても、障害福祉サービス等の他法他施策及び通院移送費（タクシー）の活用が可能であることに照らし、その使用が真にやむを得ないものであるとは認められない旨も原処分の理由としている。

この点、令和4年1月19日の面接記録票によると、請求人から「自動車禁止について説明するだけで、なぜ必要かは聞いてくれないのか」との申立てがあったのに対し、処分庁の職員は「処分保留となっていることから、相当の理由があることは理解していたため後から聴取する予定」と述べたとされる。しかし、その後、処分庁において、請求人から自動車を使用する理由について聴取したことを確認できる記録はなく、また、通院時の使用についても請求人に対し自動車の使用が認められない旨を説明したことを見当たらぬ。

キ さらに、原処分の理由として、通院時の自動車の使用について真にやむを得ないものであるとはいえないとするが、そうであれば、そのように判断した理由についても請求人が当時置かれていた状況を踏まえて個別的に

確認されるべきである。しかし、原処分に当たって、請求人に対し、通院時の使用について真にやむを得ない理由があるか否か聴取が行われた事実は認められず、また、仮に通院時に自動車を使用することについて、真にやむを得ない理由があるとはいえなかつたとしても、そのことについて、請求人に十分に説明がなされたということはできない。そうすると、保護申請時における取扱いとして局長通知に示されている手続として、保護の受給要件、保護を受けることに伴つて生ずる生活上の義務等について十分説明の上適切な指導を行つた（前記1(3)ア）とは認められないのみならず、要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資産の活用を怠り又は忌避していると認められる場合に適切な助言指導を行つた（同イ）ものとも認められない。よつて、原処分は、保護申請における必要な手續を十分に尽くさないでなされたものであり、妥当性を欠くといわざるを得ない。

### (2) 原処分の取消しについて

前記(1)のとおり、本件申請を却下した原処分は、保護が廃止された経緯を殊更に重視してなされたものであるとともに、保護申請において必要とされる手續が十分に尽くされておらず、妥当性を欠くものであり、著しく不当な処分であるから、取消しを免れない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

令和5年（2023年）3月15日

審査庁 北海道知事 鈴木直道

